平成31年２月28日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

厚 生 常 任 委 員 会 報 告 資 料

福 祉 子 ど も み ら い 局

目　　次

ページ

1　「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について 1

2　「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン」改定案について 23

3　「神奈川県再犯防止推進計画」案について 27

4　「神奈川県高齢者居住安定確保計画」改定案について 31

5　「かながわ障がい者計画」改定案について 34

6　「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」改定案について 39

7　神奈川県戦没者追悼式の見直しについて 43

8　津久井やまゆり園の再生について 45

9　ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて 49

１　「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年４月１日から施行した。

条例の見直しの周期は、５年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の20条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

条例の見直しの結果

改正を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	厚生労働省令の一部改正に伴い、省令で定める基準に従って定める事項である、児童福祉施設に配置する職員の資格要件について改正する必要がある。

運用の改善等を検討する条例

	条 例 名	見直し結果
1	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例	知事が行う年金管理者の変更手続の規則等への明文化など、運用の改善等を検討する必要がある。

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条 例 名	見直し結果
1	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
2	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
3	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	

4	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
5	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
6	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
7	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
8	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	
9	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
10	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
11	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
12	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
13	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	
14	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
15	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	
16	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	
17	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	
18	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	

参考

条例の見直し結果概要

条　例　名		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
条例の概要		児童福祉法の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、児童福祉施設に入所している者が明るく衛生的な環境において、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに社会に適応するように育成されることを保障するため、児童福祉法に基づき必要な事項を定めるものであることから、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、施設の設置基準や職員配置、施設長の資格等に関するものであり、入所者の健やかな育成に資するものであることから、有効である。 ［備考］児童福祉施設数（県所管域）476施設（平成30年３月31日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、いずれも明確かつ限定的なものであり、効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、児童福祉施設入所者の健やかな育成に資するものであり、「かながわグランドデザイン」実施計画の政策分野Ⅳ「健康・福祉」及びⅤ「教育・子育て」の施策体系に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	児童福祉法の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。 なお、厚生労働省令が一部改正され平成31年４月１日に施行されることから、厚生労働省令で定める基準に従って定める事項について改正する。
	その他	
見直し結果	１　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 厚生労働省令の一部改正に伴い、省令で定める基準に従って定める事項である、児童福祉施設に配置する職員の資格要件について改正する。

条例の見直し結果概要

<table>
<tr><td colspan="2">条　例　名</td><td>神奈川県心身障害者扶養共済制度条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　行　日</td><td>昭和45年７月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　室　課</td><td>福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例の概要</td><td>心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が死亡、又は著しい障害を有する状態となった後、心身障害者に年金を支給する等の共済制度を設け、同制度の運用に必要な事項について定めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">検討</td><td>視　点</td><td>検　討　内　容</td></tr>
<tr><td>必要性
（現在でも必要な条例か。）</td><td>心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の、親亡き後の不安の軽減を図ることを目的に設けられた制度であり、現在もその意義は失われておらず、必要な条例である。</td></tr>
<tr><td>有効性
（現行の内容で課題が解決できるか。）</td><td>加入者である保護者等が死亡等した場合に、心身障害者に終身一定額の年金を支給する心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進及び心身障害者の将来への保護者の抱く不安の軽減に有効に機能している。知事が行う年金管理者の変更手続の規則等への明文化など、運用の改善を検討する必要がある。
［備考］平成29年度実績
加入者857人、年金受給権者726人、年金支給額230,780千円</td></tr>
<tr><td>効率性
（現行の内容で効率的といえるか。）</td><td>心身障害者扶養共済制度は、全ての都道府県及び政令指定都市において条例を定め、実施されている。国は、制度が安定的かつ効率的に運営されるよう心身障害者扶養共済制度条例準則を定め、適宜適切な見直しを行なっている。本条例はこの準則と整合をとって規定し、施行されているものであり、効率的である。</td></tr>
<tr><td>基本方針適合性
（県政の基本的な方針に適合しているか。）</td><td>障害者が地域で安心してくらせるしくみづくりを進めるという「かながわグランドデザイン」の方向性に沿ったものであり、県政の基本的な方針に適合している。</td></tr>
<tr><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td>本条例は、心身障害者扶養共済制度条例準則と整合をとった内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td>見直し結果</td><td colspan="2">１　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
②　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>理　由　等
条例については改正等の必要はないが、事務手続の明文化など、運用の改善等を検討する必要がある。</td></tr>
</table>

条例の見直し結果概要

<table>
<tr><td colspan="2">条　例　名</td><td colspan="2">婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　行　日</td><td colspan="2">平成25年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　室　課</td><td colspan="2">福祉子どもみらい局人権男女共同参画課</td></tr>
<tr><td colspan="2">条 例 の 概 要</td><td colspan="2">社会福祉法第65条第１項の規定に基づき、婦人保護施設の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">検討</td><td>視　点</td><td colspan="2">検　討　内　容</td></tr>
<tr><td>必要性
（現在でも必要な条例か。）</td><td colspan="2">この条例は、社会福祉法の規定より条例で定めることとされている婦人保護施設の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものであり、必要な条例である。</td></tr>
<tr><td>有効性
（現行の内容で課題が解決できるか。）</td><td colspan="2">この条例に定める基準により、入所者が自立した生活を送るために必要な設備の整備等、婦人保護施設の適切な運営が確保されており、有効である。
［備考］施設数　１施設</td></tr>
<tr><td>効率性
（現行の内容で効率的といえるか。）</td><td colspan="2">この条例に定める基準は、婦人保護施設の運営について必要かつ十分な規制を行っており、効率的である。</td></tr>
<tr><td>基本方針適合性
（県政の基本的な方針に適合しているか。）</td><td colspan="2">この条例は、様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性の保護を行う婦人保護施設の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものであり、「かながわグランドデザイン」のプロジェクト１３「男女共同参画」の一環として、県の基本方針に適合したものである。</td></tr>
<tr><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td colspan="2">この条例に定める基準は、社会福祉法の規定により厚生労働省令で定める基準に従い、基準を標準とし、又は基準を参酌した内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>見直し結果</td><td>①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td><td colspan="2">理　由　等
現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</td></tr>
</table>

条例の見直し結果概要

条　例　名		保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部生活援護課
条例の概要		生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第１項の規定に基づく同法第38条第１項に規定する保護施設の設備及び運営に関する基準を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、生活保護法第39条の規定に基づき、配置する職員及びその員数その他の保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものであるから、必要である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	現行の本条例の内容で保護施設は利用者に対し、健全な環境の下で、職員による適切な処遇を行うよう機能し、また、実績においても定員に対する利用者数が定員相当数で推移していることから有効性が認められる。 ［備考］施設数　３施設
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県所管内にある保護施設において、保護施設の利用を必要とする者について、制度の趣旨に沿った支援が実践されていることを確認しており、適切かつ効率的な運営が図られていることが確認されている。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	保護施設は、生活保護法に基づく施設で県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 「かながわグランドデザイン（基本構想）」に、「必要なときに必要なサービスが提供され、誰もが安心して、健康にくらすことができる地域社会の実現をめざす」とあり、県の基本方針と適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	生活保護法第39条に基づき、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例であり、憲法、法令に抵触しない。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要性はない。

条例の見直し結果概要

条例名		地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
施行日		平成25年４月１日
所管室課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
条例の概要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第１項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めている。
検討	視点	検討内容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、地域活動支援センターの届出事項の審査及び指導監督を行っており、地域活動支援センターにおける適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］施設数　92施設（平成30年４月１日）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複していない。また、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業の趣旨に照らして効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」のプロジェクトの一つである「社会参加や就労の支援」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の施策である「イ　地域生活を支えるサービスの充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

<table>
<tr><td colspan="2">条　例　名</td><td>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　行　日</td><td>平成25年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　室　課</td><td>福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例の概要</td><td>児童福祉法第21条の５の19第１項及び第２項並びに第21条の５の17第１項の規定に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第21条の５の４第１項第２号の規定に基づく基準該当通所支援の事業が満たすべき基準等を定めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">検討</td><td>視　点</td><td>検　討　内　容</td></tr>
<tr><td>必要性
（現在でも必要な条例か。）</td><td>本条例は、児童福祉法により条例で定めることとされている指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。</td></tr>
<tr><td>有効性
（現行の内容で課題が解決できるか。）</td><td>本条例に基づき、指定通所支援事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定通所支援等の提供を確保するため、有効に機能している。
［備考］指定事業所数　387事業所（平成30年３月１日）</td></tr>
<tr><td>効率性
（現行の内容で効率的といえるか。）</td><td>本条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。</td></tr>
<tr><td>基本方針適合性
（県政の基本的な方針に適合しているか。）</td><td>本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。</td></tr>
<tr><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td>本条例は、児童福祉法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し結果</td><td colspan="2">①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　由　等
現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</td></tr>
</table>

条例の見直し結果概要

条　例　名		指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
条例の概要		児童福祉法第24条の12第１項及び第２項の規定に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、児童福祉法により条例で定めることとされている指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定障害児入所施設等の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定障害児入所施設等の提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］指定施設数　10施設（平成30年３月１日）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ 地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、児童福祉法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
条例の概要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第43条第１項及び第２項並びに第41条の２第１項第１号及び第２号の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第30条第１項第２号イの規定に基づく基準該当障害福祉サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］指定事業所数　1,576事業所（平成30年３月１日）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

<table>
<tr><td colspan="2">条　例　名</td><td>指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　行　日</td><td>平成25年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　室　課</td><td>福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例の概要</td><td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第44条第１項及び第２項の規定に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">検討</td><td>視　点</td><td>検　討　内　容</td></tr>
<tr><td>必要性
（現在でも必要な条例か。）</td><td>本条例は、法により条例で定めることとされている指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。</td></tr>
<tr><td>有効性
（現行の内容で課題が解決できるか。）</td><td>本条例に基づき、指定障害者支援施設の指定・指定更新及び指導監督を行っており、指定障害者支援施設における適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。
［備考］指定施設数　45施設（平成30年３月１日）</td></tr>
<tr><td>効率性
（現行の内容で効率的といえるか。）</td><td>本条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。</td></tr>
<tr><td>基本方針適合性
（県政の基本的な方針に適合しているか。）</td><td>本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。</td></tr>
<tr><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td>本条例は、法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し結果</td><td colspan="2">①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　由　等
現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</td></tr>
</table>

条例の見直し結果概要

<table>
<tr><td colspan="2">条　例　名</td><td>障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　行　日</td><td>平成25年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　室　課</td><td>福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例の概要</td><td>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第80条第１項の規定に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">検討</td><td>視　点</td><td>検　討　内　容</td></tr>
<tr><td>必要性
（現在でも必要な条例か。）</td><td>本条例は、法により条例で定めることとされている障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。</td></tr>
<tr><td>有効性
（現行の内容で課題が解決できるか。）</td><td>本条例に基づき、障害福祉サービス事業者の指導監督を行っており、適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、有効に機能している。
［備考］事業所数　442事業所（平成30年３月１日）</td></tr>
<tr><td>効率性
（現行の内容で効率的といえるか。）</td><td>本条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。</td></tr>
<tr><td>基本方針適合性
（県政の基本的な方針に適合しているか。）</td><td>本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。</td></tr>
<tr><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td>本条例は、法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し結果</td><td colspan="2">①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　由　等
現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</td></tr>
</table>

条例の見直し結果概要

条　例　名		福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
条　例　の　概　要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第80条第１項の規定に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、届出事項の審査及び指導を行っており、適切な地域生活支援事業における支援の提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］事業所数　１事業所（平成30年３月１日）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障害者が地域で安心してくらせる仕組づくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点「ア　地域生活に向けて」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。 現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
条例の概要		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第84条第１項の規定に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、法により条例で定めることとされている障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、障害者支援施設の指導監督を行っており、障害者支援施設における適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］施設数　45施設（平成30年３月１日）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める障害者支援施設の設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複しておらず効率的である。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ健康・福祉」の「障がい者が地域で安心してくらせるしくみづくり」及び「第５期神奈川県障がい福祉計画」の基本的視点である「イ 地域生活を支えるサービスの充実」に沿ったものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。平成25年度に厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っているため、現行の内容で有効に機能しており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条 例 の 概 要		社会福祉法第65条第１項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備の規模及び構造並びに運営に関する基準について必要な事項を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、社会福祉法の規定により条例で定めることとされている軽費老人ホームの設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、軽費老人ホームの設置に係る届出及び指導監督を行っており、適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］施設数　21施設（平成30年４月１日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備の規模及び構造並びに運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、社会福祉法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条例の概要		老人福祉法第17条第１項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、老人福祉法の規定により条例で定めることとされている養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、養護老人ホームに係る設置認可及び指導監督を行っており、適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］施設数　７施設（平成30年４月１日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、老人福祉法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条例の概要		老人福祉法第17条第１項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、老人福祉法の規定により条例で定めることとされている特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、特別養護老人ホームの設置認可及び指導監督を行っており、適切なサービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］施設数　140施設（平成30年４月１日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、老人福祉法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌する内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条例の概要		介護保険法第88条第１項及び第２項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等について必要な事項を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定介護老人福祉施設の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］指定施設数　155施設（平成30年４月１日）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。 また、指定及び指定更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「〈２〉安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条　例　名		介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条例の概要		介護保険法第97条第１項から第３項までの規定に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、介護老人保健施設の開設許可・許可更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］施設数　66施設（平成30年４月１日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、施設及び設備並びに運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、開設許可及び許可更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	
見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

<table>
<tr><td colspan="2">条　例　名</td><td>指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</td></tr>
<tr><td colspan="2">施　行　日</td><td>平成25年４月１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　室　課</td><td>福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例の概要</td><td>健康保険法等の一部を改正する法律（平成18法律第83号）附則第130条の２第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第１項及び第２項の規定に基づき指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">検討</td><td>視　点</td><td>検　討　内　容</td></tr>
<tr><td>必要性
（現在でも必要な条例か。）</td><td>本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。</td></tr>
<tr><td>有効性
（現行の内容で課題が解決できるか。）</td><td>本条例に基づき、指定介護療養型医療施設の許可更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。
［備考］施設数　６施設（平成30年４月１日現在）</td></tr>
<tr><td>効率性
（現行の内容で効率的といえるか。）</td><td>本条例で定める人員、施設及び設備並びに運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、許可更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。</td></tr>
<tr><td>基本方針適合性
（県政の基本的な方針に適合しているか。）</td><td>本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。</td></tr>
<tr><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td>本条例は、介護保険法に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し結果</td><td colspan="2">①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">理　由　等
現行条例の運用上の課題は見受けられないため。</td></tr>
</table>

条例の見直し結果概要

条　例　名		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施　行　日		平成25年４月１日
所　管　室　課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条例の概要		介護保険法第74条第１項及び第２項並びに第72条の２第１項の規定に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、同法第42条第１項第２号の規定に基づく基準該当居宅サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。
検討	視　点	検　討　内　容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定居宅サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］指定事業所数　6,415事業所（平成30年４月１日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、指定及び指定更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	

見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理　由　等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

条例の見直し結果概要

条例名		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
施行日		平成25年４月１日
所管室課		福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
条例の概要		介護保険法第115条の４第１項及び第２項並びに第115条の２の２第１項の規定に基づく指定介護予防居宅サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準、同法第54条第１項第２号の規定に基づく基準該当居宅サービスの事業が満たすべき基準等を定めている。
検討	視点	検討内容
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。 ［備考］指定事業所数　5,195事業所（平成30年４月１日現在）
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める人員、設備、運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。また、指定及び指定更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第２期実施計画の「Ⅳ 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第７期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「Ⅲ 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。
	その他	

見直し結果	①　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ４　改正及び運用の改善等を検討する。 ５　廃止を検討する。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。

２　「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン」改定案について

(1)　これまでの経過

平成30年12月　第３回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告

平成30年12月～平成31年１月
改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

平成31年１月　神奈川県男女共同参画審議会、神奈川県ＤＶ対策推進会議において改定計画案を作成

(2)　改定の概要

ア　改定の趣旨

「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン」に基づき、ＤＶ防止・被害者支援に関する取組みを行ってきたが、県配偶者暴力相談支援センターの相談件数は５千件前後で推移し、ＤＶに対する県民の認識割合は低いなど、依然として課題が残されている。この課題に対応するため、「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン」を改定する。

イ　計画の位置付け

(ｱ)　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第２条の３に規定された、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画とする。

(ｲ)　県の総合計画を補完する特定課題に対応した個別計画とする。

(ｳ)　「かながわ男女共同参画推進プラン（第４次）」における、配偶者等からの暴力防止及び暴力被害者への支援を重点的に推進するための計画とする。

ウ　計画期間

2019（平成31）年度から2024年度までの５年間とする。

エ　対象区域

県内全市町村とする。

オ　計画改定の考え方とポイント

次の５点について充実・強化し、改定を行う。

(ｱ)　ＤＶの発生を未然に防止するため、若年層に向けたデートＤＶに対する啓発など、早い時期からの意識啓発に取り組むとともに、ＤＶの予防対策として、ＤＶに対する気づきやコミュニケーション能力の身につけ方などを促すための啓発冊子の作成や、トレーニング・セミナーの実施等を行う。

(ｲ)　身体的暴力だけではなく、精神的暴力等もＤＶであることなど、ＤＶに対する理解を深めるため、相談実例を収集・分析した啓発冊子を作成し、県内大学等に広く配布したり、インターネットを活用した周知など、啓発を強化する。

(ｳ)　多様で複合的な課題を抱えているＤＶ被害者に対応するため、県及び市町村等の相談・支援に対応する職員が、能力や経験に応じた研修を受講することで資質が向上できるよう､研修体制を強化する。

(ｴ)　被害者支援の充実には、被害者に対してきめ細かな支援を行っている民間団体との連携が欠かせないため、被害者支援に取り組んでいる民間団体に対する補助を拡充する。

(ｵ)　計画の進捗状況について評価し、実効性のある計画の進行管理を図る。

(3)　改定計画案の概要

ア　計画の基本的な考え方

(ｱ)　計画改定の趣旨

(ｲ)　計画の対象地域

(ｳ)　計画の性格

(ｴ)　計画期間

イ　神奈川のＤＶ対策の現状と課題

ウ　計画の内容

(ｱ)　基本認識

(ｲ)　重点目標

(ｳ)　施策の体系

(ｴ)　具体的な施策内容

ａ　重点目標Ⅰ　暴力の未然防止

ｂ　重点目標Ⅱ　安心して相談できる体制の整備

ｃ　重点目標Ⅲ　安全が守られる保護体制の整備

ｄ　重点目標Ⅳ　自立支援の促進

ｅ　重点目標Ⅴ　市町村、民間団体及び関係機関との連携等

エ　数値目標

オ　推進体制

(4)　改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア　意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年１月21日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　131件

(ｲ)　意見の内訳

区　　分	件　数
重点目標Ⅰ「暴力の未然防止」に関する意見	50件
重点目標Ⅱ「安心して相談できる体制の整備」に関する意見	18件
重点目標Ⅲ「安全が守られる保護体制の整備」に関する意見	15件
重点目標Ⅳ「自立支援の促進」に関する意見	5件
重点目標Ⅴ「市町村、民間団体及び関係機関との連携等」に関する意見	15件
計画全体に関する意見	23件
その他	5件
計	131件

(ｳ)　意見の反映状況

区　　分	件　数
a　プラン改定案に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	91件
b　プラン改定案には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	4件
c　ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	29件
d　プラン改定案に反映できません。	2件
e　その他（感想・質問等）	5件
計	131件

(ｴ)　主な意見

a　プラン改定案に反映した意見（既に記載している場合を含む）

・　ＤＶに対して、誰の意識をどのように変えていくべきなのか明確に記載し、施策を行うべき。

・　ＤＶ被害者が一時保護の意思を固めるには時間を要する。一時保護前のきめ細かな相談体制について触れてほしい。

・　男性のための相談があるのは神奈川県の良いところだと思うので、今後も続けてほしい。

b　プラン改定案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

・　夫婦のみでなく、家庭内の暴力も対象にする必要を感じる。

c　今後の参考とする意見

・　ネットでのＤＶ相談窓口開設を希望する。

・　加害者更生プログラムを、義務として実施させる。

d　反映できない意見

・　ＤＶ被害者は多くの場合女性であるという表記は、憲法における男女平等に反しており、違憲である。

(5)　素案からの主な変更点

ア　記載内容の拡充

・　特に重点的に取り組むポイントを明記した。

・　加害者更生に関する他の地方公共団体及び民間団体が実施している取組みを把握することとした。

(6)　今後のスケジュール

平成31年３月　改定計画の決定

＜別添参考資料＞

参考資料１　「かながわＤＶ防止・被害者支援プラン」改定案

３　「神奈川県再犯防止推進計画」案について

⑴　これまでの経過

平成30年12月　第３回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案を報告
平成30年12月～平成31年１月
素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
平成31年１月　第３回神奈川県再犯防止推進会議において計画案を作成

⑵　策定の概要

ア　策定の趣旨

平成28年12月に公布、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第４条第２項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされた。

また、同法第８条では、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該地域における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。

県は、こうした状況を踏まえ、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進するため、平成31年度を初年度とする「神奈川県再犯防止推進計画」を策定する。

イ　計画の位置付け

再犯防止推進法第８条に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、再犯防止施策を円滑に実施するため、取り組むべき課題を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する基本目標を設定し、再犯防止を推進する。

ウ　計画期間

2019（平成31）年度から2024年度までの５年間とする。

エ　対象区域

県内全市町村とする。

オ　計画の考え方とポイント

(ｱ)　計画の性格

再犯防止推進法第８条第１項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、同法に基づき、国の再犯防止推進計画を勘案し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する。

(ｲ)　計画の基本方針

a　国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。

b　国との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない指導及び支援を実施する。

c　犯罪被害者等の存在を十分に認識して再犯防止に取り組む。

d　犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組む。

e　再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成する。

(3)　計画案の概要

ア　計画の概要

(ｱ)　計画策定の趣旨

(ｲ)　計画の性格

(ｳ)　計画の基本方針

(ｴ)　計画の期間

イ　本県における再犯防止を取り巻く状況

(ｱ)　犯罪の発生状況

(ｲ)　検察における事件の状況

(ｳ)　矯正施設における入所者等の状況

(ｴ)　更生保護に関わる状況

ウ　施策の展開

(ｱ)　就労・住居の確保

a　就労の確保

b　住居の確保

(ｲ)　保健医療・福祉サービスの利用の促進

a　高齢者又は障がいのある者等への支援

b　薬物依存を有する者等への支援

(ｳ)　非行の防止等

(ｴ)　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

(ｵ)　民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

a　民間協力者の活動の促進

b　広報・啓発活動の推進

エ　計画の推進体制

(ｱ)　推進体制

(ｲ)　進行管理

オ　資料

(4)　計画素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア　意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年１月21日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　74 件

(ｲ)　意見の内訳

区　　分	件　数
a　計画の概要	2 件
b　本県における再犯防止を取り巻く状況	6 件
c　施策の展開	50 件
d　計画の推進体制	1 件
e　資料	1 件
f　その他	14 件
計	74 件

(ｳ)　意見の反映状況

区　　分	件　数
a　新たな計画案に反映しました。	25 件
b　新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	12 件
c　今後の政策運営の参考とします。	22 件
d　反映できません。	1 件
e　その他（感想・質問等）	14 件
計	74 件

(ｴ)　主な意見

a　新たな計画案に反映した意見

・　更生保護施設の記載があるが、具体的にどのような仕事をされているのか。また、県内には何施設あるのか。

・　施策の展開として、例えば、神奈川県弁護士会などの民間司法団体による取組が書かれていない。

b　新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

・　再犯防止の為には就労支援が必要である。働き場所を紹介す

るのに、法人会・ロータリークラブ・ライオンズクラブへの働きかけが必要だと考える。

c　今後の政策運営の参考とする意見

・　警察、検察庁、裁判所、刑事施設等と市町村で直接、意見交換等を行う場を定期的に設けていただくよう検討をお願いする。

・　実際に支援を受ける「当事者」と、支援する側の双方が理解を深めながら施策を展開していくことが重要であるため、再犯防止推進会議の構成員として、「当事者」に参加してもらった方がよい。

d　反映できない意見

・　「更生保護ボランティアの取組」において、法務大臣から委嘱される人権擁護委員も、社会を明るくする運動や元犯罪者の更生保護に従事しているので、更生保護ボランティアとして、ご紹介いただきたい。

(5)　素案からの主な変更点

ア　記載内容の拡充

・　「第３章１（2）住居の確保」に、更生保護施設の取組みについて記載した。

・　「第３章２（1）高齢者又は障がいのある者等への支援」に、神奈川県弁護士会と公益社団法人神奈川県社会福祉士会の連携について記載した。

・　「第３章５（2）広報・啓発活動の推進」に、神奈川県における矯正展の取組みについて記載した。

イ　副題の追加

・　「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を副題として追加した。

(6)　今後のスケジュール

平成31年３月　計画の策定

＜別添参考資料＞

参考資料２　「神奈川県再犯防止推進計画」案

４　「神奈川県高齢者居住安定確保計画」改定案について

(1)　これまでの経過

平成30年12月　第３回県議会定例会厚生常任委員会及び建設・企業常任委員会に改定素案を報告

平成30年12月～平成31年１月
改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

(2)　計画の概要

神奈川県高齢者居住安定確保計画（以下「現計画」という。）は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく法定計画として、高齢者向け賃貸住宅や介護保険施設等、高齢者の住まいの供給目標などを定め、平成 23 年４月に策定した。現計画は 2015（平成 27）年度から 2020 年度までの６箇年を計画期間としている。

(3)　改定の趣旨

現計画では、改定後、原則として３年ごとに見直しを行うことを規定しており、高齢者向け賃貸住宅等の供給目標や計画期間を改めるとともに、この間の「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（新たな住宅セーフティネット法)」の改正施行等を踏まえた施策を加えるなどの改定を行う。

(4)　改定案の概要

ア　計画期間

2019（平成 31）年度から 2028 年度までの 10 箇年とし、原則として５年ごとに見直しを行う。

イ　基本理念

「人生 100 歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住まいまちづくり」

ウ　高齢者向け賃貸住宅及び介護保険施設等の主な供給目標

(ｱ)	サービス付き高齢者向け住宅	19,000 戸
(ｲ)	特別養護老人ホーム	定員 39,697 人
(ｳ)	特定施設（有料老人ホーム等）	定員 40,802 人
(ｴ)	認知症高齢者グループホーム	定員 14,337 人
(ｵ)	軽費老人ホーム	定員　2,135 人

(ｶ)　養護老人ホーム　　定員　1,350 人

※(ｱ)は 2011 年度から 2028 年度までの供給の累計戸数、(ｲ)～(ｶ)は「かながわ高齢者保健福祉計画」における 2020 年度までの目標定員数

エ　高齢者の居住の安定確保に向けた取組（主な施策）

- サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進
- 高齢者の住まい等の情報提供の充実
- 「新たな住宅セーフティネット制度」に基づく賃貸住宅の活用や居住支援法人の指定の促進

(5)　改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア　意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年１月20日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　６件

(ｲ)　意見の内訳

区　　分	件　数
a　施策の基本理念・目標に関するもの	１件
b　目標達成のための施策に関するもの	３件
c　その他	２件
計	６件

(ｳ)　意見の反映状況

区　　分	件　数
a　新たな計画案に反映しました。	１件
b　ご意見のあった施策等は既に新たな計画案に盛り込まれています。	１件
c　今後の政策運営の参考とします。	３件
d　反映できません。	０件
e　その他（感想・質問等）	１件
計	６件

(ｴ)　主な意見

a　新たな計画案に反映した意見

・　高齢者の生きがいづくりには、見守り等の地域の生活支援活動に参加することの他にも、たとえば、農作業などを体験することも考えられると思う。このことを計画に書き加えられないか。

b　既に計画案に盛り込まれている意見

・　住民の身近な支援や課題の解決ができるように、市町村に居住支援協議会を設立してもらえないか。

c　今後の参考とする意見

・　サービス付き高齢者向け住宅が郊外に立地した場合、必要なサービスが受けにくく、利便性が低下することが懸念されている。サービス付き高齢者向け住宅の立地を誘導する取組を進めるべきではないか。

d　その他（感想・質問等）

・　サービス付き高齢者向け住宅の供給目標19,000戸の設定にあたっては、どのように算出されたのか。

(6)　素案からの主な変更点

ア　記載内容の拡充

・　「地域の拠点で働く元気な高齢者等の活躍の場の創出」に、具体例を追記

(7)　今後のスケジュール

平成31年３月　改定計画の決定

＜別添参考資料＞

参考資料３　「神奈川県高齢者居住安定確保計画」改定案

５　「かながわ障がい者計画」改定案について

(1)　これまでの経過

平成30年12月　第３回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告

平成30年12月～平成31年１月

改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

平成31年２月　神奈川県障害者施策審議会において改定案を検討

(2)　改定の概要

ア　改定の趣旨

平成26年３月に改定した「かながわ障害者計画（平成26年度～平成30年度）」について、計画期間が満了し、新たな計画を策定する必要があるため、国が示す「障害者基本計画」を参考とし、「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定、津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開等を踏まえ、「かながわ障害者計画」を改定する。

イ　計画の位置付け

障害者基本法第11条第２項に基づく法定計画である「都道府県障害者計画」であり、障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する、障がい者のための施策に関する基本的な計画とする。

なお、県の総合計画を補完する個別計画として位置付ける。

ウ　計画期間

2019（平成31）年度から2024年度までの５年間とする。

エ　対象区域

県内全市町村とする。

オ　計画改定の考え方とポイント

(ｱ)　障がい者の意思決定支援の推進や、社会的障壁の除去等を基本的な方向として、国が平成29年度末に策定した「障害者基本計画（第４次）」の内容を参考とする。

(ｲ)　ともに生きる社会かながわ憲章や津久井やまゆり園再生に向けた取組みとその全県展開を計画に反映させる。

(ｳ)　ともに生きる社会かながわの実現に向け、憲章に掲げた４つの柱に施策を体系づける。

(ｴ)　実効性のある取組みを推進する観点から、新たに成果目標を設定する。

(3)　改定計画案の概要

ア　かながわ障がい者計画について

(ｱ)　策定の背景

(ｲ)　障がい者数の推移

(ｳ)　かながわ障がい者計画の位置付け

(ｴ)　計画の対象期間

イ　基本的な考え方

(ｱ)　基本理念と基本方針

(ｲ)　４つの柱と８つの分野別施策の考え方

ウ　分野別施策の基本的方向

(ｱ)　すべての人のいのちを大切にする取組み

a　すべての人の権利を守るしくみづくり

b　ともに生きる社会を支える人づくり

(ｲ)　誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

a　意思決定支援の推進と地域生活移行の支援

b　障がい者の地域生活を支える福祉・医療サービスの充実

(ｳ)　障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み

a　社会参加への環境づくり

(a)　安全・安心な生活環境の整備

(b)　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(c)　暮らしの安全と安心

(d)　行政等における配慮の充実

b　雇用・就業、経済的自立の支援

(ｴ)　憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

a　憲章の普及啓発及び心のバリアフリーの推進

b　教育や文化芸術・スポーツにおける取組み

(a)　教育の振興

(b)　文化・芸術活動・スポーツ等の振興

エ　推進体制

(ｱ)　連携・協力の確保

(ｲ)　進行管理

オ　別表　かながわ障がい者計画関連成果目標

カ　参考１　用語の説明

キ　参考２　かながわ障がい者計画の改定に関する主な経過

(4)　改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア　意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年１月21日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、障がい当事者等関係団体へのヒアリング

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　157件

(ｲ)　意見の内訳

区　分	件　数
a　かながわ障がい者計画（策定の背景、障がい者数の推移等）に関する意見	5件
b　基本的な考え方に関する意見	13件
c　分野別施策の基本的方向（すべての人のいのちを大切にする取組み）に関する意見	10件
d　分野別施策の基本的方向（誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み）に関する意見	53件
e　分野別施策の基本的方向（障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する取組み）に関する意見	30件
f　分野別施策の基本的方向（憲章の実現に向けた県民総ぐるみの取組み）に関する意見	21件
g　推進体制に関する意見	1件
h　別表かながわ障がい者計画関連成果目標に関する意見	7件
i　その他	17件
計	157件

(ｳ)　意見の反映状況

区　分	件　数
a　新たな計画に反映しました。	38件
b　新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	29件
c　今後の政策運営の参考とします。	39件
d　反映できません。	8件
e　その他（感想・質問等）	43件
計	157件

(ｴ)　主な意見

a　新たな計画案に反映した意見

・　「分野別施策の考え方」と重複している「共通する考え方」については、なくても良いと思う。「分野別施策の考え方」の中に、不足する部分を追加することで良いと思う。

・　障がいに対する理解を深めるための医師への教育の充実について記載している部分に、医師だけでなく、歯科医師も加えてほしい。

b　新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

・　障がい者スポーツに関わる機会を多くするとともに、その用具を貸し出すなど、多くの方が参加できるようなシステムを創設してほしい。

c　今後の参考とする意見

・　グループホーム利用者数については、大きな伸びが見込まれているが、「地域生活移行ありき」にならないよう、特に重度障がい者に対しては、十分配慮してほしい。

d　反映できない意見

・　「ともに生きる社会かながわ憲章」の４つの柱に施策を位置付けているが、４つ目の柱の「私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます」という文脈は決意を表明しているので、この柱には施策を位置付けず、憲章の普及や教育、文化、スポーツに関する取組みは、３つ目の柱に位置付けたほうがよい。

e　その他（感想・質問等）

・　改定素案に記載されている施策を展開する上での予算的裏付けが不明のため、「絵に書いた餅」に終わらないよう格段の努力を要望したい。

(5)　素案からの主な変更点

ア　記載内容の拡充

・　「Ⅲ　分野別施策の基本的方向」に記載した項目に小見出しを追記

・　Ⅲ－４－（１）－「①　憲章の普及啓発」及び「②　障がい者理解の促進」に、具体的な取組みを追記

・　「別表　かながわ障がい者計画関連成果目標」に、「成果目標の目標値設定に関する考え方」を追記

・　巻末に「参考１　用語の説明」及び「参考２　かながわ障がい者計画の改定に関する主な経過」を追記

イ　構成の変更等

・　Ⅱ－「３　共通する考え方」をⅡ－「１　基本理念と基本方針」とⅡ－「２　４つの柱と８つの分野別施策の考え方」に統合

・　別表の成果目標中「把握すべき状況」を「Ⅲ　分野別施策の基本的方向」に記載した小見出しに変更し、あわせて並び順等を変更

(6)　今後のスケジュール

平成31年３月　改定計画の決定

＜別添参考資料＞

参考資料４　「かながわ障がい者計画」改定案

６　「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」改定案について

(1)　これまでの経過

平成30年12月　第３回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案を報告

平成30年12月～平成31年１月
改定素案について県民意見募集（パブリック・コメント）を実施

平成31年１月　第４回神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定会議において改定計画案を作成

(2)　改定の概要

ア　改定の趣旨

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「ホームレス特措法」という。）の有効期限が延長されたことに伴い、平成30年７月31日に策定された国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「生活困窮者自立支援法」の趣旨を踏まえ、「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を改定する。

イ　計画の位置付け

ホームレス特措法第９条第１項に基づき、市町村や民間団体等と連携･協働して取り組む目標や取組みを示すとともに､県内の市町村が、地域の実情に応じた取組みを実施していくための指針を示すものである。

ウ　計画期間

2019（平成31）年度から2024年度までの５年間とする。

エ　対象区域

県内全市町村とする。

オ　計画改定の考え方とポイント

(ｱ)　国の基本方針を踏まえ、次の視点を踏まえた改定を行う。

- ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化など、最近のホームレスの傾向・動向に対応した支援
- ホームレスに対する保健医療の確保
- ホームレスに対する安定した居住の場所の確保

(ｲ)　平成27年４月の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、これまでのホームレス自立支援施策のうち、自立相談支援事業等については、同法に基づき実施することとされており、ホームレスやホームレスになるおそれのある者も含む生活困窮者を対象に、その実情を踏まえた改定を行う。

(3)　改定計画案の概要

ア　計画の基本的考え方

(ｱ)　経過と改定の趣旨

(ｲ)　実施計画の位置付け

ａ　実施計画の性格

ｂ　計画期間

イ　現状

(ｱ)　県内のホームレスの現状

ａ　ホームレスの数

ｂ　ホームレスの生活実態

(ｲ)　県のホームレス施策の現状

ウ　ホームレス自立支援施策の推進方策

(ｱ)　基本的考え方

ａ　基本目標

ｂ　重視すべき視点

(ｲ)　重点方策

ａ　ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ｂ　ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ｃ　包括的な相談及び支援体制の確保

ｄ　緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ｅ　安定した居住場所の確保

ｆ　保健及び医療の確保

ｇ　就業機会の確保

エ　ホームレス自立支援施策の推進体制

(ｱ)　県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

ａ　県・市・町村の役割

ｂ　民間団体の役割

ｃ　地域住民の役割

(ｲ)　計画の推進

a　県庁内の連携

b　県・市町村の連携

c　公共施設管理者等との連携

d　民間団体との連携

(ｳ)　計画に定めた施策の評価

(4)　改定素案に係る県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア　意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年１月21日

イ　意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧及び配布

ウ　意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

エ　提出された意見の概要

(ｱ)　意見件数　37件

(ｲ)　意見の内訳

区　　分	件　数
a　第１　計画の基本的考え方	0件
b　第２　現状	2件
c　第３　ホームレス自立支援施策の推進方策	20件
d　第４　ホームレス自立支援施策の推進体制	6件
e　その他	9件
計	37件

(ｳ)　意見の反映状況

区　　分	件　数
a　新たな計画案に反映しました。	12件
b　新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	1件
c　今後の政策運営の参考とします。	13件
d　反映できません。	1件
e　その他（感想・質問等）	10件
計	37件

(ｴ)　主な意見

a　新たな計画案に反映した意見

・　表９（今後、どのような生活を望んでいるか）の説明は、「自活したい」とする数字にこそ着目すべきである。

・　ホームレスが自らすすんでホームレスになったのではなく、誰でもホームレスになり得る可能性を強調すべきである。

b　新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

・　ホームレスに限らず、様々な少数弱者がいることを教育を通して伝えていって欲しいと考える。

c　今後の参考とする意見

・　野宿状態を脱するための支援はたくさんあるが、社会的排除や襲撃がなく、まずは安心して野宿ができる状態を作るという支援が必要である。

・　ホームレス等生活困窮に陥りやすい人は、福祉制度に疎いことが考えられる。当事者への周知は勿論のこと、住民間の連携も含めての周知が前提となるよう配慮して欲しい。

d　反映できない意見

・　野宿生活者が医療受診を希望した場合は、県単費事業により医療受診ができるようにするべきであると考える。

e　その他（感想・質問等）

・　今回の計画に全面的に賛成する。政策を中止すれば、また増加が懸念されるため、今後もこれらの政策を継続されるよう強く希望する。

(5)　素案からの主な変更点

ア　記載内容の拡充

・「第２　１　(2) ホームレスの生活実態　カ　自立について」に、県民意見を踏まえ、内容をわかりやすくするために、加筆した。

(6)　今後のスケジュール

平成31年３月　改定計画の決定

＜別添参考資料＞

参考資料５　「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」改定案

7　神奈川県戦没者追悼式の見直しについて

(1)　経過

神奈川県戦没者追悼式は、戦没者を追悼し永遠の平和への決意を新たにするために、神奈川県戦没者慰霊堂において、毎年５月に開催している。

慰霊堂苑地は傾斜があるため、平成29年度の追悼式で参列者がバランスを崩し転倒したことや、屋外での実施は悪天候の影響を受けることから、高齢化が進むご遺族が安心して参列できるよう、会場の見直しを行うこととなった。

遺族会等のご意見を伺いながら検討を進めた結果、参列者の安全確保対策や天候の影響、戦争体験の次世代継承の観点を踏まえ、今年５月の追悼式から、次のとおり見直しを行う。

(2)　見直し内容

ア　参列者の安全確保対策

(ｱ)　式典会場

天候の影響を受けない屋内であり、傾斜がない平坦な場所で式典を行うことができる県民ホール（大ホール）において開催する。

(ｲ)　式典運営

参列者の献花時や表彰時に、サポートスタッフの手厚い配置を行う。

イ　次世代継承のための取組み

(ｱ)　式典参加について、遺族会の協力を得ながら、若い世代への呼びかけを行う。

(ｲ)　運営スタッフ（献花補助、司会等）として、学生ボランティアの協力を調整する。

(ｳ)　ロビー等において、戦争体験次世代継承ビデオ等の上映や戦没者慰霊事業のパネル展示を行う。

(3)　平成31年度開催概要（予定）

ア　日時

平成31（2019）年５月10日（金）

イ　場所

県民ホール

ウ　内容

(ｱ)　式典（大ホール）

ａ　国歌斉唱

ｂ　式辞

ｃ　黙とう

ｄ　追悼のことば

ｅ　献花

ｆ　戦没者遺族援護事業功労者表彰

(ｲ)　ビデオ上映・パネル展示（会議室及びロビー）

ａ　戦争体験次世代継承ビデオ等の上映

ｂ　戦没者慰霊事業のパネル展示

エ　参列者

遺族　約750人　来賓及び関係者等　約250人

８　津久井やまゆり園の再生について

(1)　利用者が安心して安全に生活できる場の確保

ア　津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）における取組状況

(ｱ)　除却工事

期　　間　：　平成30年３月～31年３月

内　　容　：　居住棟、渡り廊下及び作業棟の除却

実施状況　：　地上部の建物及び地下部の杭の除却が終了
現在、整地作業を実施

(ｲ)　新築及び改修工事設計業務

期　　間　：　平成30年３月～31年６月

内　　容　：　新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計

実施状況　：　基本設計の図面により、引き続き関係者等の意見を聴き実施設計を実施

(ｳ)　鎮魂のモニュメントの整備

ご遺族などから幅広く意見を聴きながら、事件で命を奪われた利用者への鎮魂のモニュメントを整備

イ　津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）における取組状況

(ｱ)　アドバイザリー業務委託

期　　間　：　平成30年６月～31年３月

内　　容　：　民間活力を活用した「維持管理を含む設計施工一括発注方式」による施設整備に向け、事業実施方針や業務要求水準書等を作成

実施状況　：　平成31年２月12日に、事業実施方針や業務要求水準書（案）等を公表し、民間事業者の本事業に対する理解を深め、本事業への参加に係る検討を容易にするため民間事業者と対話を実施

事業実施方針	・事業に関する事項 （事業範囲、事業期間、事業スケジュール等） ・事業者の募集及び選定に関する事項 （参加資格要件、応募手続き、審査方法等）などを規定
業務要求水準書	・施設整備に関する業務要求水準 （建築物の性能や設計施工の実施基準等） ・維持管理に関する業務要求水準 （保守点検業務や修繕業務の内容等）などを規定

ウ　施設規模の考え方

・　すべての利用者の居室数の確保を前提とし、千木良地域、芹が谷地域合わせて132人分の居室を確保する。

・　施設の最大規模は、各施設88人（11人×８ユニット）として設計するが、意思決定支援の進行に伴う利用者の選択の傾向を踏まえた上で、施設規模を決定し、設計変更により対応する。

エ　防犯対策の考え方

・　津久井やまゆり園事件検証報告書を踏まえ、防犯ガラスの取付けや、警備会社と連動したセンサー付防犯カメラ、周囲に異常を知らせる防犯ブザーなど、必要な防犯設備を整備した上で、警察とも日頃から十分な連携を推進する。

・　安全対策と地域交流を両立させるため、居住ゾーンと交流ゾーンを整理するとともに、来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入を確認することや、特に夜間における出入口の制限など動線管理を徹底する。

・　警備会社や防犯に関する専門団体等から意見を聴取し、設計業務に反映させる。

オ　今後のスケジュール

平成33年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、次のスケジュールで施設を整備する。

(ｱ)　津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）

平成30年３月～31年３月　除却工事の実施

～31年６月　新築及び改修工事に係る基本設計、実施設計の実施

平成31年度～33年度　新築及び改修工事の実施

(ｲ)　津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）

平成30年度　アドバイザリー業務委託の実施

31年度～33年度　維持管理を含む設計施工一括発注方式による施設整備事業の実施

カ　施設の名称

(ｱ)　施設整備後の施設名称

津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）	「津久井やまゆり園」とする方向で調整する。
津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）	施設名称を公募する方向で調整する。

(ｲ)　芹が谷園舎（仮称）に係る施設名称の公募スケジュール

平成31年３月～５月　公募

平成31年５月～７月　選定作業

平成31年８月　名称選定・名称（案）発表

平成31年11月　第３回県議会定例会に「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案を提出

キ　施設の指定管理

(ｱ)　指定管理の考え方

・　千木良地域及び芹が谷地域の施設は県立施設とし、運営については、引き続き指定管理とする。

・　利用者の安定的な生活を支援するとともに、意思決定支援における偏りのない選択を担保するため、現在の指定管理期間である平成36年度までの間は、芹が谷地域の施設についても、現指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会を指定管理者とする方向で調整する。

・　指定に向け、専門的な支援の実施や職員の確保など、施設の運営に適した能力を備えているか確認し、調整を進める。

(ｲ)　芹が谷園舎（仮称）に係る指定管理に向けたスケジュール

平成31年６月　「新規導入方針」の報告

平成31年９月　指定管理施設の申請条件（案）の報告

平成31年11月　第３回県議会定例会に「県立の障害者支援施設に関する条例」改正議案を提出

平成32年１月　指定管理者の申請開始

平成33年度中　指定管理者による管理運営の開始

(2)　利用者の意思決定支援及び地域生活移行の促進

ア　利用者の意思決定支援

・　平成30年末までに、意思決定支援の対象となる124名全員の意思決定支援を開始した。

・　利用者一人ひとりが、どのような暮らし、どのような支援を望むのか、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、利用者ごとに意思決定を支援する。

・　日中活動の充実やグループホームの体験・見学に取り組み、その記録を重ね、丁寧にアセスメントを進め、暮らしのあり方や居住の場の選択の方向性を検討する。

・　意思決定支援の実践的なマニュアル及び手引き、取組成果や効果、課題等を取りまとめた報告書を作成し、意思決定支援の普及啓発に向けた準備をする。

【参考】現在の進捗状況　　（平成31年２月22日現在）

意思決定支援を開始した方	１２４名
グループホーム等の体験・見学を実施した方	６７名

イ　地域生活移行の促進

・　利用者の意向を確認する中で、地域での生活を希望する意思が示された場合、地域生活移行に向けた支援を積極的に実施する。

・　グループホームの整備費や人件費に係る補助事業等を活用し、地域生活移行のための体制整備を支援する。

９　ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下、「憲章」という。）の理念の普及に向けた、平成30年度の取組み及び31年度の取組みの方向性について報告する。

(1)　平成30年度の取組み

ア　ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

平成30年７月23日から29日までの「ともに生きる社会かながわ推進週間」において、次の取組みを行った。

(ｱ)　津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表するとともに、このような事件が二度と繰り返されないよう決意を新たにするため、ご遺族のご理解を得ながら追悼式を実施

(ｲ)　ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

新聞、デジタルサイネージ、ポスターの駅貼りやインターネット広告など、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施

イ　「みんなあつまれ」の実施

憲章の理念を体感していただくために、県内４か所で地域のイベントと連携して実施した。

イベント名	開催日	会場（住所）
みんなあつまれin湘南ベルマーレホームゲーム	９月22日（土曜日）	平塚市総合公園（平塚市大原）
みんなあつまれinアシガラマルシェ	10月７日（日曜日）	酒匂川健楽ふれあい広場（松田町松田惣領）
みんなあつまれin日本大通［ホッチポッチミュージックフェスティバル2018と同時開催］	10月14日（日曜日）	日本大通（県庁前）（横浜市中区）
みんなあつまれin相生祭（相模女子大学学園祭）	11月３日（土曜日）	相模女子大学（相模原市南区）

ウ　市町村、団体等との連携

市町村や団体等と連携し、継続性や広がりを持った取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただいた。

・　県内で開催される市町村や団体等が主催するイベントとの連携（21イベントにブース出展）

・　「ともに生きる」に関するパネル展示（30市町村及び１団体により実施）

エ　共生社会実現フォーラムの開催

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動するための社会を考えるためのフォーラムを、12月の障害者週間に合わせて開催した。

日　時　平成30年12月８日（土）12時30分から16時まで
場　所　はまぎんホールヴィアマーレ（横浜市西区みなとみらい）
テーマ　誰もが行動する社会へ　～あなたにもできることがある～
内　容　基調講演、パネルディスカッション、事例報告会、障がい者と健常者によるパフォーマンス、表彰式
来場者数　288人

オ　県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、若い世代の方への普及を強化した。

・　県立学校におけるポスター掲示
・　「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」に、憲章の理念をテーマにした内容を掲載するとともに、家庭・地域向け概要版リーフレットに憲章を掲載
・　「『いのちの授業』大賞表彰式」において、県立高校の生徒が、手話等で憲章の理念を発信

カ　県の広報媒体の活用

県のたより、ラジオ、テレビ、ホームページなど県の広報媒体を活用して、憲章の理念を広く県民に発信した。

(2)　平成31年度の取組み

ア　取組みの方向性

県内各地域のイベントへの参加や学校での普及啓発など、引き続き市町村や団体、教育と連携した取組みを進めるとともに、企業や大学とも連携し、憲章の理念を、より多くの県民に広く深く浸透させ、より一層の普及を図る。

イ　拡充する主な取組み

(ｱ)　みんなあつまれの実施

多くの県民が憲章の理念に繰り返し触れ、「ともに生きる」ことについて考えてもらうきっかけとなるよう、市町村等と連携し、地域に根差した集客力の高いイベントとの連携をより充実させて実施する。

(ｲ)　県教育委員会との連携

これまでの取組みに加え、「いのちの授業」の実践、憲章の理念や障がいを理解するための出前講座の活用、校長からのメッセージの発信などの県教育委員会の取組みと連携を強化していく。

(ｳ)　企業・団体の主体的な取組みの促進

コーディネーターと連携して、障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をポータルサイトで発信するとともに、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等を行う。